

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月2日

【発行者名】 パークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー
(Barclays Multi-Manager Fund public limited company)

【代表者の役職氏名】 取締役 デイビッド・トーマス・キングストン
(David Thomas Kingston, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランド・カナル・スクエア2、6階
(6th Floor, 2 Grand Canal Square, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 中 条 咲 耶 子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

バークレイズ・マルチマネージャー・ファンド・パブリック・リミテッド・カンパニー

- グローバル・アクセス ユーケー・アルファ・ファンド
- グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド
- グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド
- グローバル・アクセス 米国バリュー株式ファンド
- グローバル・アクセス 欧州(除く英国)・アルファ・ファンド
- グローバル・アクセス ジャパン・ファンド
- グローバル・アクセス パシフィック・リム(除く日本)・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・プロパティ・セキュリティーズ・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル株式ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・インフレーション・リンク・ボンド・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・デット・ファンド
- グローバル・アクセス エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド
- グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

(Barclays Multi-Manager Fund public limited company

- GlobalAccess UK Alpha Fund
- GlobalAccess UK Opportunities Fund
- GlobalAccess US Small & Mid Cap Equity Fund
- GlobalAccess US Value Fund
- GlobalAccess Europe (ex-UK) Alpha Fund
- GlobalAccess Japan Fund
- GlobalAccess Pacific Rim (ex-Japan) Fund
- GlobalAccess Emerging Market Equity Fund
- GlobalAccess Global Property Securities Fund
- GlobalAccess Global Equity Income Fund
- GlobalAccess Global Government Bond Fund
- GlobalAccess Global Corporate Bond Fund
- GlobalAccess Global High Yield Bond Fund
- GlobalAccess Global Inflation Linked Bond Fund
- GlobalAccess Emerging Market Debt Fund
- GlobalAccess Emerging Market Local Currency Debt Fund
- GlobalAccess Global Short Duration Bond Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

グローバル・アクセス ユーケー・アルファ・ファンド クラスB(無分配型)英ポンド建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000英ポンド(約75,685百万円)

グローバル・アクセス ユーケー・オポチュニティーズ・ファンド クラスB(無分配型)英ポンド建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000英ポンド(約75,685百万円)

グローバル・アクセス 米国中小型株式ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス 米国バリュー株式ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス 欧州(除く英国)・アルファ・ファンド クラスB(無分配型)ユーロ建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000ユーロ(約66,425百万円)

グローバル・アクセス ジャパン・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス パシフィック・リム(除く日本)・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス グローバル・プロパティ・セキュリティーズ・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス グローバル株式ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額:500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス グローバル・インフレーション・リンク・ボン

ド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・デット・ファンド

クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス エマージング・マーケット・ローカル・カレン

シー・デット・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約56,365百万円)

グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボン

ド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建

無額面投資証券

上限見込額: 500,000,000米ドル(約56,365百万円)

(注1) 英ポンド、米ドル、およびユーロの円貨換算は、特段の記載がない限り、便宜上、以下による。

1 英ポンド = 151.37円(2017年9月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

1 米ドル = 112.73円(2017年9月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

1 ユーロ = 132.85円(2017年9月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)

(注2) 上限見込額は、便宜上、各クラスの当初発行価格に基づいて算出されている。ただし、グローバル・アクセス グローバル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスB(無分配型)米ドル建は、2015年1月16日に10株を1株とする投資証券の併合があったため、その影響を反映している。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年11月30日に提出した有価証券届出書(2018年2月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」という。)につきまして、2018年4月1日付で本外国投資法人の投資運用会社の変更され、また、運用体制、投資方針、投資リスク、手数料等及び税金、買戻し手続等、資産管理等の概要および利害関係人との取引制限に新たな内容が更新または追加され、これらを反映するため、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

(注)下線または傍線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

<訂正前>

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

(前略)

投資運用会社および マネジメント・サポート・ サービス・プロバイダー	パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
--	---------------------------------------

(後略)

<訂正後>

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

(前略)

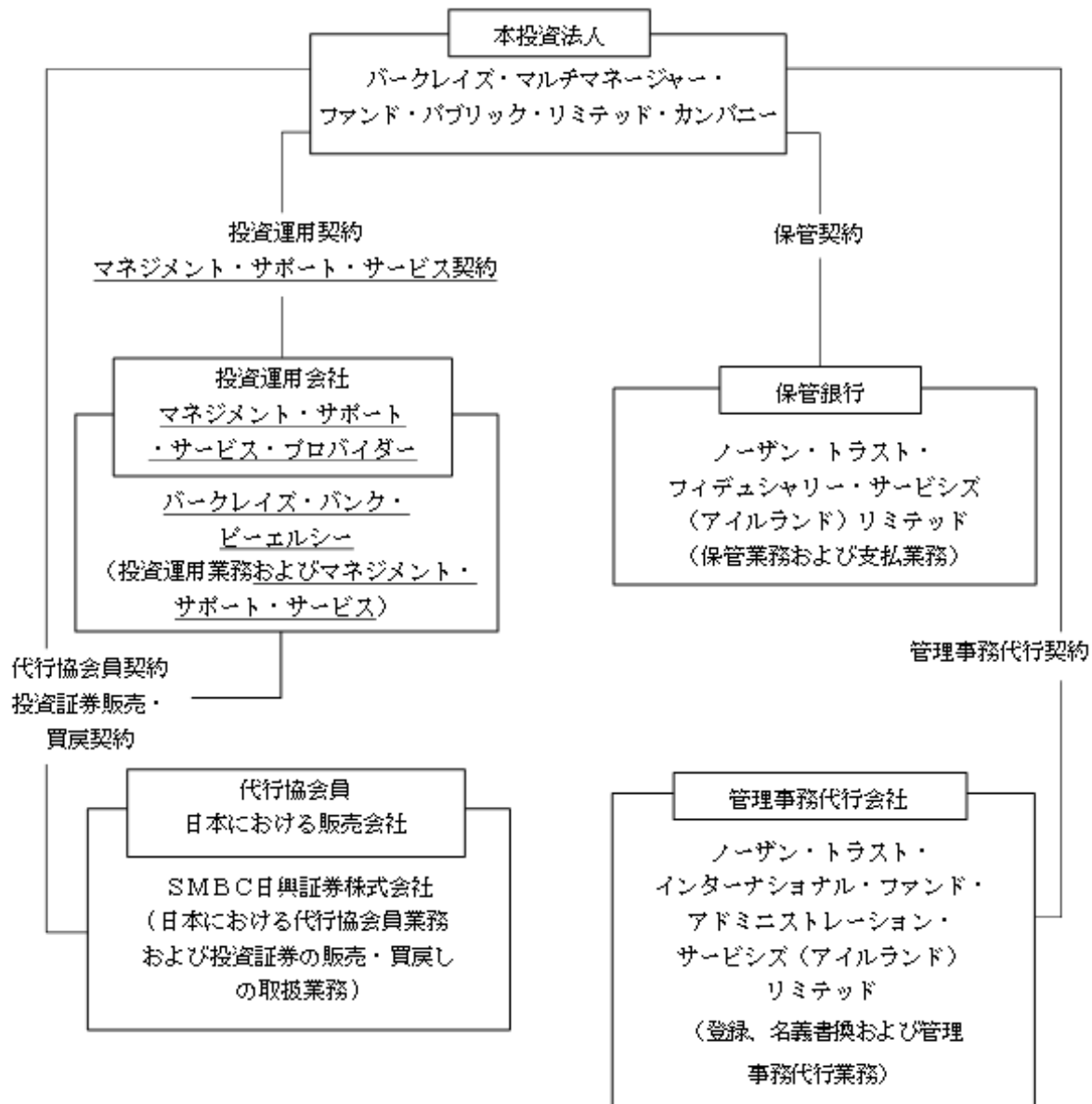
投資運用会社	パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド (Barclays Investment Solutions Limited)
--------	---

(後略)

(3) 外国投資法人の仕組み

<訂正前>

a. ファンドの仕組み



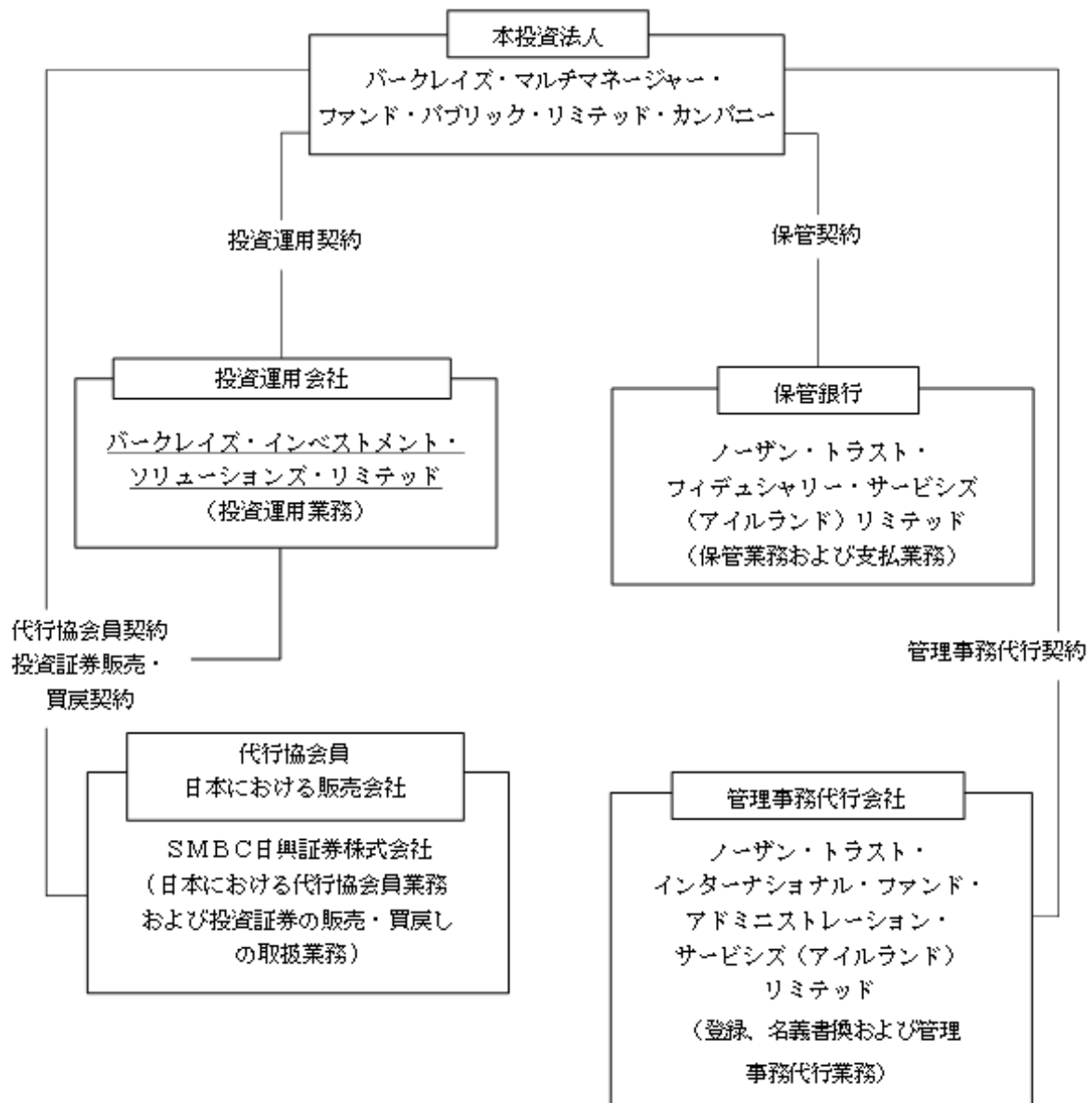
b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
<u>パークレイズ・バンク・ピーエルシー</u> (Barclays Bank PLC)	<u>投資運用会社</u> <u>マネジメント・サポート・サービス・プロバイダー</u>	2004年9月24日付で本投資法人との間で投資運用契約(注1)を締結。特に本投資法人の資産の運用サービスにつき、投資運用会社の職務および責任について規定している。 2008年1月31日付で本投資法人との間で <u>マネジメント・サポート・サービス契約</u> を締結。 <u>本投資法人に対するマネジメント・サポート・サービスについて規定している。</u>
(中略)		
S M B C 日興証券株式会社 (SMBC Nikko Securities Inc.)	代行協会員 日本における販売会社	2015年4月24日付で本投資法人との間で代行協会員契約(注4)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2015年4月24日付で投資証券販売・買戻契約(注5)を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(後略)

<訂正後>

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド (Barclays Investment Solutions Limited)	投資運用会社	2004年9月24日付で本投資法人とパークレイズ・バンク・ピーエルシー(以下「旧投資運用会社」という。)の間で投資運用契約(注1)を締結(2018年4月1日を効力発生日とする投資運用契約の更改契約により、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド(以下「投資運用会社」という。)が旧投資運用会社の地位を承継。)。特に本投資法人の資産の運用サービスにつき、投資運用会社の職務および責任について規定している。
(中略)		
S M B C 日興証券株式会社 (SMBC Nikko Securities Inc.)	代行協会員 日本における販売会社	2015年4月24日付で本投資法人との間で代行協会員契約(注4)(随時改訂される。)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2015年4月24日付で投資証券販売・買戻契約(注5)(随時改訂される。)を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

(後略)

(4) 外国投資法人の機構

<訂正前>

(前略)

運用体制

(中略)

投資運用会社およびプロモーター

本投資法人は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより販売促進が行われ、投資運用契約に従ってパークレイズ・バンク・ピーエルシーを自らの投資運用会社に指名した。投資運用会社は、取締役会の監督および指示に常に従って、本投資法人の資産の投資の管理に責任を負う。

投資運用会社は、イングランドおよびウェールズにおいて1971年10月4日に設立された登録番号01026167の株式会社であり、イングランド・プルデンス規制機構(Prudential Regulation Authority 以下「PRA」という。)により授権され、イングランド金融行動監視機関(Financial Conduct Authority 以下「FCA」という。)およびPRAによって規制される。投資運用会社の主な活動は、銀行サービスおよび金融サービスの提供である。

投資運用会社は、本投資法人の同意を条件として、かつ、アイルランド中央銀行の要件に従って、ファンドに関する日々の投資運用の責任の遂行の全部または一部を委任する一または複数の副投資運用会社を任命することができる。

一つのファンドに対して複数の副投資運用会社が任命された場合、投資運用会社は、自らの裁量で決定する割合でファンドの資産を副投資運用会社間で割り当てるものとする。

マネジメント・サポート・サービス・プロバイダー

本投資法人は、マネジメント・サポート・サービス契約に従って本投資法人に対してマネジメン
ト・サポート・サービスを提供するようパークレイズ・バンク・ピーエルシーを任命した。パークレ
イズ・バンク・ピーエルシーは、本投資法人の委託先の活動の監視、本投資法人の取締役会に対する
一般的なマネジメント・サポート・サービスの提供、本投資法人の外国における登録活動の支援、本
投資法人の報告書および計算書の作成の補助ならびにその他のサービスを含む特定のマネジメント・
サポート・サービスを本投資法人に対して提供する責任を負う。

< 訂正後 >

(前略)

運用体制

(中略)

投資運用会社およびプロモーター

本投資法人は、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドにより販売促進
が行われ、投資運用契約に従ってパークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド
を自らの投資運用会社に指名した。投資運用会社は、取締役会の監督および指示に常に従って、本投
資法人の資産の投資の管理に責任を負う。

投資運用会社は、英国において1992年10月5日に設立された登録番号02752982の有限会社であり、
英国金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority 以下「FCA」という。) により認可され、規
制される。投資運用会社の主な活動は、金融サービスの提供である。

投資運用会社は、本投資法人の同意を条件として、かつ、アイルランド中央銀行の要件に従って、
ファンドに関する日々の投資運用の責任の遂行の全部または一部を委任する一または複数の副投資運
用会社を任命することができる。

一つのファンドに対して複数の副投資運用会社が任命された場合、投資運用会社は、自らの裁量で
決定する割合でファンドの資産を副投資運用会社間で割り当てるものとする。

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、SFTおよびFDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。SFTおよびFDIへの投資は、後記「SFTおよびFDI (TRSを含む。)」への投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物、先渡しおよびTRS等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

グローバル・アクセス グローバル・インフレーション・リンク・ボンド・ファンド

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、SFTおよびFDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。SFTおよびFDIへの投資は、後記「SFTおよびFDI (TRSを含む。)」への投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物、先渡しおよびTRS等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

グローバル・アクセス グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、SFTおよびFDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。SFTおよびFDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物、先渡しおよびTRS等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(中略)

グローバル・アクセス グローバル・インフレーション・リンク・ボンド・ファンド

(中略)

投資方針

(中略)

当ファンドは、ポートフォリオを効率的に運用するため、為替リスクを防ぐため、または投資を行うために、SFTおよびFDIの取引への参加等、譲渡性を有する証券に関する手法および手段を利用することもできる。SFTおよびFDIへの投資は、後記「FDIへの投資 - 効率的なポートフォリオ運用 / 直接投資」に従って行われ、先物、先渡しおよびTRS等、当該項に記載されるFDIへの投資を含むが、これに限られない。当ファンドは、アイルランド中央銀行の要件に従ったFDIの利用を通じて、純資産価額の100%を上限としてレバレッジをかけることができ、先物または先渡しの利用により合成正味ショート・ポジションを達成することができる。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

(前略)

FDIの利用に附随する特定リスク

(中略)

信用リスク

OTC-FDIへの投資は、取引相手方の信用リスクを伴う。広義での信用リスクは、取引相手方による契約不履行の場合に当該契約について発生する損失として定義される。

低額の証拠金で行えるFDIの取引には、通常、高いレバレッジが典型的に伴う。その結果、デリバティブ契約の価格の相対的に小幅の値動きが投資家には重大な損失となる可能性がある。FDIへの投資は、投資金額を上回る損失につながる可能性がある。

OTC-FDIにおける規制の欠如および取引相手方の不履行リスク

一般的に、OTC市場(一般的に、通貨・先渡・直物・オプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよび通貨に係る一定のオプションが取引される。)での取引は、組織化された取引所での取引に比べて政府の規制および監督が緩やかである。OTC FDI、TRSおよびSFTへの投資に内在するリスク軽減ならびに透明性の向上を目的とする、OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州議会および理事会の規則(EU) No.648 / 2012(以下「EMIR」という。)ならびにSFTRに基づき対策が講じられる一方、これらのタイプの投資に内在するリスクの性質および水準を明確に理解するのは依然として困難である。EMIRおよびSFTRにに含まれる報告、リスク軽減および開示要件が遵守されない場合、本投資法人に行政上の制裁が課されることがある。加えて、いくつかの組織化された取引所において参加者に与えられる保護(取引所決済機関の履行保証等)の多くが、EMIRに基づく中央清算を要求されないOTC取引に関しては適用されない。したがって、かかるOTC取引を行うファンドは、直接の取引相手方が当該取引に基づく義務を履行しないというリスクおよびファンドが損失を被るというリスクにさらされる。本投資法人は、信用力が高いと判断する取引相手方とのみ取引を行い、一定の取引相手方から信用状または担保を受領することによって、当該取引に関して発生するエクスポージャーを軽減することができる。ただし、本投資法人が取引相手方の信用リスクの軽減を図るために取る措置にかかわらず、取引相手方が債務不履行に陥らず、結果的にファンドに損失が発生しないという保証はない。

流動性：パフォーマンスの要件

本投資法人が取引を実行する取引相手方は、一定の商品のマーケット・メイクまたは気配値を停止する場合がある。かかる場合、本投資法人は、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップに関して希望する取引を行えないかまたは未決済ポジションに関して相殺取引を行えない可能性があり、その場合、そのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

運営リスク

FDIおよびSFT取引の参加者は、取引相手方との効率的な取引関係を可能にする運営プラットフォームを有していなければならない。特に担保管理の分野における不適当なまたは成果の上がない内部手続きの結果としてファンドが損失を被るリスクが存在する。

保管リスク

ファンドが保有することができる金融商品以外のFDIおよびSFTに投資する場合、これらの資産の保全のため保管銀行が負う責任の水準は、ファンドが保有することができる金融商品へ投資した場合の該当する責任の水準より極めて低くなる。その結果、かかる資産について生じた何らかの損失を回復することができないというリスクが増大する。

法的リスク

SFTおよびOTC FDI (TRSを含む。)の使用により、ファンドは、関連取引の法的文書が当事者らの意図を反映していないというリスクを負うことがある。

担保の再利用リスク

権原譲渡のため、取引相手方またはブローカーに対して担保が提供される場合、かかる取引相手方またはブローカーが自身のために担保を再利用することがあり、かかる再利用によりファンドは、担保返却に関する追加的リスクを負う。

(中略)

米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)

FATCAに基づき、本投資法人は、米国財務省に米国が所有する外国投資口座を通知することを目的とする広範囲にわたる報告および源泉徴収の要件(「FATCA」として知られる。)を遵守すること(または遵守しているとみなされること)を要求される。当該要件を遵守しない(または遵守しているとみなされない)場合、本投資法人(または各ファンド)は、一定の米国源泉所得および(2017年1月1日から)総収益に対して米国源泉徴収税が課される。アイルランド政府および米国政府間の政府間協定に基づき、本投資法人(または各ファンド)は、直接アイルランド政府に対して報告義務のある米国口座の情報を特定および報告する場合、遵守しているとみなされ、よって源泉徴収税を課されない可能性がある。投資主は、本投資法人(および各ファンド)が当該義務を履行することができるよう、本投資法人に対して追加の情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しないかまたは(該当する場合)自己のFATCA義務を遵守しない場合、投資主は、これにより生じる米国源泉徴収税、米国税務情報報告および/またはファンド証券における当該投資主の持分の強制的買戻し、譲渡もしくはその他の終了に対する責任を負う可能性がある。FATCAの遵守に係る管理事務費用は、本投資法人(および各ファンド)の営業費用を増やし、よって投資家へのリターンを減らす可能性がある。FATCAはまた、後に米国内国歳入庁に対して開示するために、アイルランドの税務当局に対して一定の投資主に関する個人情報および秘密情報を提供することを本投資法人に要求する可能性がある。

共通報告基準

経済協力開発機構(OECD)は、税務当局間の自動的な財務情報の交換に関する新たな世界基準(以下「共通報告基準」という。)を策定した。これはFATCAと類似するものである。アイルランドは、共通報告基準の調印国であり、その他の調印国の税務当局との最初の情報交換を2017年9月に実施することを予定している。共通報告基準の遵守要件の詳細はまだ知られていない。当該要件は、最終決定された場合、本投資法人および/または投資主に対して追加の負担および費用を課す可能性がある。本投資法人は、共通報告基準により課される義務を履行するよう試みるが、当該義務を遵守することができるという保証はない。共通報告基準の実施により、本投資法人は、その他の参加国における報告義務者である投資主が本投資法人において保有する口座に関して追加のデュー・デリジェンスを行い、報告することを要求される可能性がある。本投資法人(または各ファンド)は、共通報告基準に基づくデュー・デリジェンス義務および報告義務を遵守するために、投資主および投資主を代理して行為する金融仲介機関に対して一定の追加の財務情報を要求する可能性がある。本投資法人(または各ファンド)が投資主から必要な情報を入手できない場合、これにより生じる制裁を回避するために必要なあらゆる措置を講じ

ることがあり、これには当該投資主から強制的に買い戻すことが含まれる(ただし、これに限られない。)。

上記のリスク要因は、本投資法人への投資に附随するリスクを網羅するものではない。投資を予定する者は、本書の全体を読むべきであり、本投資法人への投資の是非について判断するために必要であると考え、その他すべての情報を十分に検討するべきである。投資を予定する者は、本書の内容を十分に理解することを確保し、自らの株式ブローカー、銀行の担当マネージャー、弁護士、会計士またはその他の投資顧問にアドバイスを求めて相談するべきである。

(後略)

<訂正後>

a. リスク要因

(前略)

FDIの利用に附随する特定リスク

(中略)

信用リスク

OTC-FDIへの投資は、取引相手方の信用リスクを伴う。広義での信用リスクは、取引相手方による契約不履行の場合に当該契約について発生する損失として定義される。

低額の証拠金で行えるFDIの取引には、通常、高いレバレッジが典型的に伴う。その結果、デリバティブ契約の価格の相対的に小幅の値動きが投資家には重大な損失となる可能性がある。FDIへの投資は、投資金額を上回る損失につながる可能性がある。

流動性：パフォーマンスの要件

本投資法人が取引を実行する取引相手方は、一定の商品のマーケット・メイクまたは気配値を停止する場合がある。かかる場合、本投資法人は、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップに関して希望する取引を行えないかまたは未決済ポジションに関して相殺取引を行えない可能性があり、その場合、そのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

運営リスク

FDIおよびSFT取引の参加者は、取引相手方との効率的な取引関係を可能にする運営プラットフォームを有していなければならない。特に担保管理の分野における不適当なまたは成果の上がない内部手続きの結果としてファンドが損失を被るリスクが存在する。

保管リスク

ファンドが保有することができる金融商品以外のFDIおよびSFTに投資する場合、これらの資産の保全のため保管銀行が負う責任の水準は、ファンドが保有することができる金融商品へ投資した場合の該当する責任の水準より極めて低くなる。その結果、かかる資産について生じた何らかの損失を回復することができないというリスクが増大する。

法的リスク

SFTおよびOTC FDI (TRSを含む。)の使用により、ファンドは、関連取引の法的文書が当事者らの意図を反映していないというリスクを負うことがある。

担保の再利用リスク

権原譲渡のため、取引相手方またはブローカーに対して担保が提供される場合、かかる取引相手方またはブローカーが自身のために担保を再利用することがあり、かかる再利用によりファンドは、担保返却に関する追加的リスクを負う。

OTC-FDIにおける規制の欠如および取引相手方の不履行リスク

一般的に、OTC市場(一般的に、通貨・先渡・直物・オプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよび通貨に係る一定のオプションが取引される。)での取引は、組織化された取引所での取引に比べて政府の規制および監督が緩やかである。OTC FDI、TRSおよびSFTへの投資に内在するリスク軽減ならびに透明性の向上を目的とする、OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州議会および理事会の規則(EU) No.648/2012(以下「EMIR」という。)ならびにSFTRに基づき対策が講じられる一方、これらのタイプの投資に内在するリスクの性質および水準を明確に理解するのは依然として困難である。EMIRおよびSFTRにに含まれる報告、リスク軽減および開示要件が遵守されない場合、本投資法人に行政上の制裁が課されることがある。加えて、いくつかの組織化された取引所において参加者に与えられる保護(取引所決済機関の履行保証等)の多くが、EMIRに基づく中央清算を要求されないOTC取引に関しては適用されない。したがって、かかるOTC取引を行うファンドは、直接の取引相手方が当該取引に基づく義務を履行しないというリスクおよびファンドが損失を被るというリスクにさらされる。本投資法人は、信用力が高いと判断する取引相手方とのみ取引を行い、一定の取引相手方から信用状または担保を受領することによって、当該取引に関して発生するエクスポージャーを軽減することができる。ただし、本投資法人が取引相手方の信用リスクの軽減を図るために取る措置にかかわらず、取引相手方が債務不履行に陥らず、結果的にファンドに損失が発生しないという保証はない。

(中略)

米国外口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)

外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)に基づき、本投資法人は、広範囲にわたるデュー・ディリジェンスおよび報告の要件を遵守すること(または遵守しているとみなされること)を要求される。FATCA制度は、米国財務省に米国が所有する外国金融口座を通知することを目的とする。当該要件を継続して遵守しない(または遵守しているとみなされない)場合、本投資法人(または各ファンド)は、一定の米国源泉所得および総収益に対して米国源泉徴収税が課される結果となる可能性がある。アイルランド政府および米国政府間で調印された政府間協定ならびにその後のアイルランド法における施行に基づき、本投資法人(または各ファンド)は、直接アイルランド政府に対して規定の米国口座名義人および関連する金融口座の情報の特定および報告が義務付けられる。投資主は、本投資法人(および各ファンド)が当該義務を履行することができるよう、本投資法人に対して追加の情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しないかまたは(該当する場合)自己のFATCA義務を遵守しない場合、投資主は、これにより生じる米国源泉徴収税、米国税務情報報告および/またはファンド証券における当該投資主の持分の強制的買戻し、譲渡もしくはその他の終了に対する責任を負う可能性がある。FATCAの遵守に係る管理事務費用は、本投資法人(および各ファンド)の営業費用を増やし、よって投資家へのリターンを減らす可能性がある。FATCAはまた、後に米国内国歳入庁に対して開示するために、アイルランドの税務当局に対して一定の投資主に関する法律で定められた情報を提供することを本投資法人に要求する可能性がある。

共通報告基準

経済協力開発機構(OECD)は、税務当局間の自動的な財務情報の交換に関して、共通報告基準として知られる新たな世界基準(以下「CRS」という。)を策定した。これはFATCAと類似する原則に基づくものである。アイルランドは、CRSの調印国であり、アイルランドと情報交換協定に調印した国の税務当局との最初の情報交換を2017年9月に実施した。CRSの遵守要件は、本投資法人および/または投資主に対

して追加の遵守および報告義務ならびにその結果として生じる追加費用を課す可能性がある。CRSの手続きは、アイルランド以外の租税管轄における報告義務者である投資主が保有する口座を特定し、報告するために実施される。本投資法人(または各ファンド)は、投資主および投資主を代理して行為する金融仲介機関に対して課税目的上の居住地情報の収集を要求する。本投資法人(または各ファンド)が投資主から必要な情報を入手できない場合、これにより生じる制裁を回避するために必要なあらゆる措置を講じることがあり、これには当該投資主から強制的に買い戻すことが含まれる(ただし、これに限られない。)

MiFID 2

MiFID 2により、投資運用会社、販売会社および副投資運用会社に新たな法令上の義務が生じる。これらの法令上の義務は、投資運用会社、販売会社および副投資運用会社、本投資法人ならびに/またはいずれかのファンドの法令遵守義務および負担費用の増加につながる可能性がある。MiFID 2は特に、一定のOTCデリバティブが規制された取引所で実行されることを要求し、コモディティ・ポジションの上限および該当ある場合はコモディティ・ポジションの報告要件を導入し、ダイレクト・マーケット・アクセス(以下「DMA」という。)サービスに関する一定の要件を課し、かつ新規株式公開の割当ておよびその他の割当てに関連する制限を課して、市場全体における価格の透明性を向上させるものである。

上記のリスク要因は、本投資法人への投資に附随するリスクを網羅するものではない。投資を予定する者は、本書の全体を読むべきであり、本投資法人への投資の是非について判断するために必要であると考えられるその他すべての情報を十分に検討するべきである。投資を予定する者は、本書の内容を十分に理解することを確保し、自らの株式ブローカー、銀行の担当マネージャー、弁護士、会計士またはその他の投資顧問にアドバイスを求めて相談するべきである。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

投資運用会社の報酬

(中略)

かかる報酬は毎日発生し、四半期毎に後払いでまたは本投資法人与合意するその他の時期に支払われる。

投資運用会社は、販売会社および投資運用会社と合意の上で販売会社により随時任命される販売代理人の報酬の支払について責任を負う。

投資運用会社は、また、いずれかのファンドの全部または一部を運用させるために随時投資運用会社が任命する副投資運用会社の報酬の支払について責任を負う。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、提供するマネジメント・サポート・サービスに関して、当該マネジメント・サポート・サービスの報酬を負担する各ファンド証券クラスの純資産価額の年率0.07%を上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は毎日発生し、四半期毎に後払いでまたは本投資法人与合意するその他の時期に支払われる。

為替ヘッジ管理会社の報酬

(後略)

<訂正後>

投資運用会社の報酬

(中略)

かかる報酬は毎日発生し、四半期毎に後払いでまたは本投資法人与合意するその他の時期に支払われる。

投資運用会社は、販売会社および投資運用会社と合意の上で販売会社により随時任命される販売代理人の報酬の支払について責任を負う。

投資運用会社は、また、いずれかのファンドの全部または一部を運用させるために随時投資運用会社が任命する副投資運用会社の報酬の支払について責任を負う。

為替ヘッジ管理会社の報酬

(後略)

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

ソフトコミッション

投資運用会社、副投資運用会社およびそれぞれの関連者のいずれも、本投資法人またはいずれかのファンドの勘定による取引に関してブローカーから現金払戻しを受領しないが、運用サービスの提供を支援しかつ本投資法人もしくは当該ファンドに対して直接もしくは間接的に明らかな利益をもたらす商品およびサービスを投資運用会社、副投資運用会社またはそれぞれの関連者に提供する取決めを締結することができる。本投資法人のための取引は、投資運用会社または副投資運用会社の関連者を通じて締結することができるが、本投資法人のためのすべての取引は最良執行義務に基づいて執行される。本投資法人は、仲介手数料を支払うが、これは機関投資家を対象とした総合的サービスの通常の仲介手数料の相場を超過しないものとする。

本投資法人は、その年次および半期報告書において、締結済みのすべてのソフトコミッションの取決めに關して十分な開示を行う。

資本から支出される報酬および費用

(中略)

投資主は、ファンドの報酬および費用の全部または一部が当該ファンドの資本から支出された場合、投資主による当該ファンドへの投資元本が値下がりする効果を有し、投資主は将来の投資元本の値上がりの可能性を断念することになることに留意されたい。

取締役会は、上記の方針がファンドの戦略と引き続き一致していることを確保するために随時その見直しを行い、管理事務代行会社および保管銀行の事前の承認を得て当該方針を変更する場合がある。

<訂正後>

(前略)

ソフトコミッション

投資運用会社、副投資運用会社およびそれぞれの関連者のいずれも、本投資法人またはいずれかのファンドの勘定による取引に關してブローカーから現金払戻しを受領しないが、運用サービスの提供を支援しかつ本投資法人もしくは当該ファンドに対して直接もしくは間接的に明らかな利益をもたらす商品およびサービスを投資運用会社、副投資運用会社またはそれぞれの関連者に提供する取決めに締結することができる。本投資法人のための取引は、投資運用会社または副投資運用会社の関連者を通じて締結することができるが、本投資法人のためのすべての取引は最良執行義務に基づいて執行される。本投資法人は、仲介手数料を支払うが、これは機関投資家を対象とした総合的サービスの通常の仲介手数料の相場を超過しないものとする。

投資運用会社は、投資主に対し事前に通知することを条件として、2017年欧州連合(金融商品市場)規則に従ったリサーチ費用の支払いを目的とするリサーチ支払勘定を運用することができる。投資運用会社は、かかる勘定を運用する場合、当該費用の年間予算について取締役会の合意を得る。

本投資法人は、その年次および半期報告書において、締結済みのすべてのソフトコミッションの取決めに關して十分な開示を行う。

資本から支出される報酬および費用

(中略)

投資主は、ファンドの報酬および費用の全部または一部が当該ファンドの資本から支出された場合、投資主による当該ファンドへの投資元本が値下がりする効果を有し、投資主は将来の投資元本の値上がりの可能性を断念することになることに留意されたい。

取締役会は、上記の方針がファンドの戦略と引き続き一致していることを確保するために随時その見直しを行い、管理事務代行会社および保管銀行の事前の承認を得て当該方針を変更する場合がある。

リサーチ

投資運用会社は、本投資法人へのサービス提供に關連して第三者から受領したすべてのリサーチ(FCAにより定義される)について、自身の資金から直接支払いを行う。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(a) アイルランドの税制

定義

(中略)

「免除アイルランド投資家」

以下のいずれかの者をいう。

- ・ 仲介機関

(中略)

- ・ 適格管理会社(アイルランド租税法第734条(1)に規定する。)

(中略)

- ・ 1997年クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン

- ・ 国家資産管理公社(National Asset Management Agency)

(中略)

居住者 - 会社

会社の課税目的上の居住地の決定は時に複雑であり、申告者は、アイルランド租税法第23A条に定める個別の規定を参照するべきである。

(中略)

2015年1月1日より前に設立された会社

(中略)

- 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないとみなされる場合

(中略)

本投資法人

(中略)

ただし、本投資法人に「課税事由」が発生した際には税金が生じうる。課税事由には、投資主への分配金の支払、ファンド証券の換金、償還、消却もしくは譲渡、またはファンド証券に係る権利の譲渡に際して生じる利益について支払われるべき税額を充足するための本投資法人による投資主のファンド証券の充当もしくは消却が含まれる。課税事由の発生時にアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない投資主に関しては、課税事由について本投資法人に税金は生じない。ただし、関係宣誓書が具備され、かつ同書に含まれる情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報を本投資法人が有していないことが条件となる。関係宣誓書がない場合、当該投資家はアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定される。課税事由には以下の事項は含まれない。

(中略)

関係期間の終了時にファンド証券を保有している場合も課税事由を構成する。みなし処分に関するアイルランドの税率は、8年間のうちのファンド証券の値上がり分(もしあれば)の41%である。かかる課税事由について税額控除が生じる限りにおいて、かかる税金は、当該ファンド証券のその後の換金、売却、消却または譲渡に際して支払われるべき税金からの控除が認められる。課税事由が発生し、本投資法人が税金の会計処理を行う義務を負う場合、本投資法人は、課税事由により生じる支払額から適用税の相当額を控除することができ、および/または、該当する場合、投資主もしくはファンド証券の実質所有者が保有するファンド証券のうち当該税額を充足するために必要とされる株数を充当もしくは消却することができる。かかる控除、充当または消却が行われなかった場合、関係する投資主は、課税事由の発生により本投資法人が税金の会計処理を行う義務を負ったことを理由として本投資法人に生じた損失について、本投資法人に対し補償し、また補償されるようにしなくてはならない。

本投資法人は、8年間終了時のみなし処分の日付ではなく、半年ごとの日付(6月30日または12月31日)にファンド証券を評価することを選択する権利を有する。したがって、本投資法人は、課税対象アイルランド人に関するみなし処分時の利益の計算において、みなし処分の日付ではなく、当該み

なし処分の日付より前の6月30日または12月31日のうちいずれか遅い日にファンド証券を評価することを認める撤回不能の選択を行う。

本投資法人のファンド証券の純資産価額の10%未満が課税対象アイルランド人により保有される場合、本投資法人は、本投資法人のファンド証券のみなし処分に対して源泉徴収税を適用しない選択を行い、アイルランド歳入庁にかかる選択について通知する。したがって、課税対象アイルランド人である投資主は、アイルランド歳入庁に対して直接、みなし処分に関する利益を申告し、その適用税の会計処理を行う義務を負うことになる。投資主は、アイルランド歳入庁に対して関連する税金の会計処理を行う自己の責任において、本投資法人がかかる選択を行ったか否かを確認するために本投資法人または管理事務代行会社に連絡するべきである。

本投資法人のファンド証券の純資産価格の15%未満が課税対象アイルランド人により保有される場合、本投資法人は、過払いの税金を投資主に返金しないことを選択するため、かかる投資主は、アイルランド歳入庁に対して直接過払いの税金の返金を求めなければならない。投資主は、アイルランド歳入庁に対して直接過払いの税金の返金を求めなければならないか否かを明らかにするために、本投資法人がかかる選択を行ったか否かについて確認するために本投資法人または管理事務代行会社に連絡するべきである。

(中略)

投資主

(中略)

投資主から本投資法人に対し関係宣誓書が提出されていないとの根拠により本投資法人によって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、アイルランド法人税の課税対象内の会社および不適格者に対してのみ、ならびにその他の一定の限定的状況においてのみ税金の還付を定めている。

(中略)

FATCAおよびその他の国際的な報告制度

追加雇用対策法は、2010年3月18日に米国法として成立し、「FATCA」として一般的に知られる外国口座税務コンプライアンスに関する規定を含んでいる。これらの規定の趣旨は、米国の脱税に対する予防手段として、米国外に資産を保有する米国投資家の詳細が金融機関により米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に報告されるということである。非米国金融機関がこの制度外にとどまることを防止するため、FATCAは、当該制度に参加せずこれを遵守しない金融機関により保有される米国証券には総売上高および所得に対して30%の米国源泉徴収税が課せられると定めている。この制度は、2014年7月1日から有効である。FATCAの基本的な条項は、本投資法人を「金融機関」に含めるとみられ、したがって、その遵守のために、本投資法人は、すべての投資主に対し、その課税上の居住地の法定の文書による証拠を提供するよう要求する場合がある。

(中略)

したがって、FATCAの義務を遵守するために、本投資法人は、適用法により定められる情報および文書ならびに本投資法人により合理的に請求される追加の文書を本投資法人に提供するよう投資家に求める場合がある。各投資予定者は、各自の特定の状況に関するFATCAに基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談するべきである。

本投資法人は、FATCAに基づく本投資法人に対する支払に対する源泉徴収税の賦課を回避するために必要な要件を遵守するよう商業上合理的な努力を行うが、本投資法人が当該義務を履行できるという保証はない。本投資法人がFATCAの結果として源泉徴収税を課されることになった場合、すべての投資家のリターンは重大な影響を受ける可能性がある。

投資予定者は、FATCAが本投資法人への投資に及ぼす潜在的な影響について自己の税務アドバイザーに相談するべきである。

共通報告基準(以下「CRS」という。)は、自動的な情報交換(以下「AEOI」という。)に関する新たな単一の世界基準である。これは、2014年2月に経済協力開発機構(以下「OECD」という。)により承認され、OECDおよびEUのこれまでの取組み、世界的なマネーロンダリング防止基準ならびに特にモデルFATCA政府間協定を利用している。CRSに基づき、参加法域は、非居住投資家に関して金融機関が保有する一定の情報を交換することを要求される。CRSは、アイルランドにおいて2016年1月1日に発効した。本投資法人は、課税上アイルランドに居住していない投資主に関する一定の情報をアイルランド歳入庁に提供することを要求される(当該情報はその後関連する税務当局に提供される。)。CRSはEU貯蓄課税指令に取って代わることに留意するべきである。

各投資家は、適用法により定められる情報および文書ならびに本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を遵守するために必要となる本投資法人により合理的に要求される追加の文書を本投資法人に提供することに同意する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(a) アイルランドの税制

定義

(中略)

「免除アイルランド投資家」

以下のいずれかの者をいう。

- ・ 仲介機関

(中略)

- ・ 適格管理会社(アイルランド租税法第739B条(1)に規定する。)

(中略)

- ・ 1997年クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン

- ・ 租税法第739D条(6)に規定する者である国家資産管理公社(National Asset Management Agency)

(中略)

居住者 - 会社

会社の課税目的上の居住地の決定は時に複雑であり、申告者は、アイルランド租税法第23A条に定める個別の規定を参照するべきである。

(中略)

2015年1月1日より前に設立された会社

(中略)

- 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないとみなされる場合

居住地 - 信託

信託の課税目的上の居住地の決定は複雑である。信託は一般的に、その受託者の大多数が課税目的上のアイルランド居住者である場合、課税目的上、アイルランドの居住者とみなされる。全員ではなく数名の受託者がアイルランドの居住者である場合、信託の居住地は、信託の全体的管理が行われている場所に依拠する。さらに、関連ある二重課税防止条約の規定を考慮する必要がある。結果として、信託はそれぞれ個別に評価されなければならない。

(中略)

本投資法人

(中略)

ただし、本投資法人に「課税事由」が発生した際には税金が生じうる。課税事由には、投資主への分配金の支払、ファンド証券の換金、償還、消却もしくは譲渡、またはファンド証券に係る権利の譲渡に際して生じる利益について支払われるべき税額を充足するための本投資法人による投資主のファンド証券の充当もしくは消却が含まれる。これには関係期間の終了も含まれる。課税事由の発生時にアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない投資主に関しては、課税事由について本投資法人に税金は生じない。ただし、関係宣誓書が具備され、かつ同書に含まれる情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報を本投資法人が有していないことが条件となる。関係宣誓書がない場合、当該投資家はアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定される。課税事由には以下の事項は含まれない。

(中略)

関係期間の終了時にファンド証券を保有している場合も課税事由を構成する。みなし処分に関するアイルランドの税率は、8年間のうちのファンド証券の値上がり分(もしあれば)の41%である。かかる課税事由について税金が生じる限りにおいて、かかる税金は、当該ファンド証券のその後の換金、売却、消却または譲渡に際して支払われるべき税金からの控除が認められる。課税事由が発生し、本投資法人が税金の会計処理を行う義務を負う場合、本投資法人は、課税事由により生じる支払額から適用税の相当額を控除することができ、および/または、該当する場合、投資主もしくはファンド証券の実質所有者が保有するファンド証券のうち当該税額を充足するために必要とされる株数を充当もしくは消却することができる。かかる控除、充当または消却が行われなかった場合、関係する投資主は、課税事由の発生により本投資法人が税金の会計処理を行う義務を負ったことを理由として本投資法人に生じた損失について、本投資法人に対し補償し、また補償されるようにしなくてはならない。

課税事由が関係期間の終了時の場合、本投資法人は、8年間終了時のみなし処分の日付ではなく、特定の日にファンド証券を評価することを選択する権利を有する。

本投資法人のファンド証券の価額の10%未満が課税対象アイルランド人により保有される場合、本投資法人は、本投資法人のファンド証券のみなし処分に対して源泉徴収税を適用しない選択を行い、アイルランド歳入庁にかかる選択について通知する。したがって、課税対象アイルランド人である投資主は、アイルランド歳入庁に対して直接、みなし処分に関する利益を申告し、その適用税の会計処理を行う義務を負うことになる。投資主は、アイルランド歳入庁に対して関連する税金の会計処理を行う自己の責任において、本投資法人がかかる選択を行ったか否かを確認するために本投資法人または管理事務代行会社に連絡するべきである。

本投資法人のファンド証券の価格の15%未満が課税対象アイルランド人により保有される場合、本投資法人は、過払いの税金を投資主に返金しないことを選択するため、かかる投資主は、アイルランド歳入庁に対して直接過払いの税金の返金を求めなければならない。投資主は、アイルランド歳入庁に対して直接過払いの税金の返金を求めなければならないか否かを明らかにするために、本投資法人がかかる選択を行ったか否かについて確認するために本投資法人または管理事務代行会社に連絡するべきである。

(中略)

投資主

(中略)

投資主から本投資法人に対し関係宣誓書が提出されていないとの理由により本投資法人によって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、以下の状況においてのみ税金の還付を定めている。

() 本投資法人が適切な税金を正確に申告し、その申告から1年以内に、かかる支払税金の本投資法人への還付が正しく合理的である旨を、歳入庁が納得するように本投資法人が証明することができる場合。

() アイルランド租税法第189条、189A条および192条(不適格者、これに関連する信託、およびサリドマイドを含有する薬物の結果不適格となった者に関する緩和規定)に基づくアイルランド税の還付を請求する場合、受領所得は、スケジュールD、ケース に基づく、税額が控除された課税対象純所得として扱われる。

(中略)

FATCAおよびその他の国際的な報告制度

追加雇用対策法は、2010年3月18日に米国法として成立し、「FATCA」として一般的に知られる外国口座税務コンプライアンスに関する規定を含んでいる。これらの規定の趣旨は、米国の脱税に対する予防手段として、米国外に資産を保有する米国投資家の詳細が現地法に基づいて金融機関により最終的に現地税務当局または米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に報告されるということである。非

米国金融機関がこの制度外にとどまることを防止するため、FATCAは、当該制度に参加せずこれを遵守しない金融機関により保有される米国証券には総売上高および所得に対して、特定の状況において30%の米国源泉徴収税が課されると定めている。この制度は、2014年7月1日から有効である。FATCAの基本的な条項は、本投資法人を「金融機関」に含めるとみられ、したがって、その遵守のために、本投資法人は、すべての投資主に対し、その課税上の居住地の法定の文書による証拠を提供するよう要求する場合がある。

(中略)

したがって、FATCAの義務を遵守するために、本投資法人は、適用法により定められる情報および文書ならびに本投資法人により合理的に請求される追加の文書を本投資法人に提供するよう投資家に求める場合がある。各投資予定者は、各自の特定の状況に関する要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

本投資法人は、FATCAに基づく本投資法人に対する支払に対する源泉徴収税の賦課を回避するために必要な要件を遵守するよう商業上合理的な努力を行うが、本投資法人が当該義務を履行できるという保証はない。本投資法人がFATCAの結果として源泉徴収税を課されることになった場合、すべての投資家のリターンは重大な影響を受ける可能性がある。

投資予定者は、FATCAが本投資法人への投資に及ぼす潜在的な影響について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

共通報告基準(以下「CRS」という。)は、自動的な情報交換(以下「AE01」という。)に関する新たな単一の世界基準である。これは、2014年2月に経済協力開発機構(以下「OECD」という。)により承認され、OECDおよびEUのこれまでの取組み、世界的なマネーロンダリング防止基準ならびに特にモデルFATCA政府間協定を利用している。CRSに基づき、参加法域は、非居住投資家に関して金融機関が保有する一定の情報を交換することを要求される。CRSは、アイルランドにおいて2016年1月1日に発効した。本投資法人は、課税上アイルランドに居住していない投資主に関する一定の情報をアイルランド歳入庁に提供することを要求される(当該情報はその後関連する税務当局に提供される。)

各投資家は、適用法により定められる情報および文書ならびに本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を遵守するために必要となる本投資法人により合理的に要求される追加の文書を本投資法人に提供することに同意する。

(後略)

7 管理及び運営の概要

<訂正前>

<p>1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価</p>	<p>() 純資産価額の計算</p> <p>純資産価額の計算</p> <p>各ファンドの純資産価額は、当該ファンドの基準通貨で表示される。各ファンドの純資産価額および当該ファンドの各クラスに帰属する純資産価額の計算は、通常定款の要件に従い、管理事務代行会社により行われ、詳細は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」における「一時的停止」に定める状況においていずれかのファンドの純資産価額の決定が停止または延期されている場合を除き、各ファンドの純資産価額、ファンド証券1株当たり純資産価格(ならびに、複数のクラスが存在するファンドの場合は、各クラスに帰属する純資産価額および各クラスのファンド証券1株当たり純資産価格)の計算は、各評価時点において算出され、請求に応じて投資主に提供される。各クラスのファンド証券1株当たり純資産価格は、ファンド内の各クラス間で異なる場合がある。本価格(以下に定義する。)もまた、通常の営業時間中に管理事務代行会社の事務所において公開されるものとし、投資運用会社のウェブサイト(www.barclaysinvestments.co.uk)上で毎日公表され、最新の状態に保たれる。アイルランド証券取引所に上場されている各クラスの本価格(下記「ファンド証券1株当たり純資産価格の決定および調整」における定義を参照すること。)は、計算後直ちに管理事務代行会社によりアイルランド証券取引所に通知される。</p> <p>(中略)</p> <p>一時的停止</p> <p>本投資法人は、一定の場合、ファンドの純資産価額の決定ならびにファンドのクラスのファンド証券の発行および買戻しを一時的に停止することができる。</p>
---------------------------------	---

(後略)

<訂正後>

<p>1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価</p>	<p>() 純資産価額の計算</p> <p>純資産価額の計算</p> <p>各ファンドの純資産価額は、当該ファンドの基準通貨で表示される。各ファンドの純資産価額および当該ファンドの各クラスに帰属する純資産価額の計算は、通常定款の要件に従い、管理事務代行会社により行われ、詳細は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」における「一時的停止」に定める状況においていずれかのファンドの純資産価額の決定が停止または延期されている場合を除き、各ファンドの純資産価額、ファンド証券1株当たり純資産価格(ならびに、複数のクラスが存在するファンドの場合は、各クラスに帰属する純資産価額および各クラスのファンド証券1株当たり純資産価格)の計算は、各評価時点において算出され、請求に応じて投資主に提供される。各クラスのファンド証券1株当たり純資産価格は、ファンド内の各クラス間で異なる場合がある。本価格(以下に定義する。)もまた、通常の営業時間中に管理事務代行会社の事務所において公開されるものとし、投資運用会社のウェブサイト(www.barclaysinvestments.com)上で毎日公表され、最新の状態に保たれる。アイルランド証券取引所に上場されている各クラスの本価格(下記「ファンド証券1株当たり純資産価格の決定および調整」における定義を参照すること。)は、計算後直ちに管理事務代行会社によりアイルランド証券取引所に通知される。</p> <p>(中略)</p> <p>一時的停止</p> <p>本投資法人は、一定の場合、ファンドの純資産価額の決定ならびにファンドのクラスのファンド証券の発行および買戻しを一時的に停止することができる。</p> <p>データ保護</p> <p>投資予定者に対しては、本投資法人に適用されるデータ保護法規の詳細は、投資予定者に対して申込書で提示されている。</p>
---------------------------------	--

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

() 海外における販売手続等

<訂正前>

(前略)

募集

(中略)

最新の本価格は、毎営業日の通常の営業時間中に管理事務代行会社から入手可能であり、投資運用会社のウェブサイト(www.barclaysinvestments.co.uk)上で毎日公表される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

募集

(中略)

最新の本価格は、毎営業日の通常の営業時間中に管理事務代行会社から入手可能であり、投資運用会社のウェブサイト(www.barclaysinvestments.com)上で毎日公表される。

(後略)

2 買戻し手続等

() 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

買戻請求書

(中略)

最新の本価格は、毎営業日の通常の営業時間中に管理事務代行会社から入手可能であり、投資運用会社のウェブサイト(www.barclaysinvestments.co.uk)上で毎日公表される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

買戻請求書

(中略)

最新の本価格は、毎営業日の通常の営業時間中に管理事務代行会社から入手可能であり、投資運用会社のウェブサイト(www.barclaysinvestments.com)上で毎日公表される。

(後略)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

< 訂正前 >

() 純資産価額の計算

純資産価額の計算

各ファンドの純資産価額は、当該ファンドの基準通貨で表示される。各ファンドの純資産価額および当該ファンドの各クラスに帰属する純資産価額の計算は、通常定款の要件に従い、管理事務代行会社により行われ、詳細は、後記「一時的停止」に定める状況においていずれかのファンドの純資産価額の決定が停止または延期されている場合を除き、各ファンドの純資産価額、ファンド証券1株当たり純資産価格(ならびに、複数のクラスが存在するファンドの場合は、各クラスに帰属する純資産価額および各クラスのファンド証券1株当たり純資産価格)の計算は、各評価時点において算出され、請求に応じて投資主に提供される。各クラスのファンド証券1株当たり純資産価格は、ファンド内の各クラス間で異なる場合がある。本価格(以下に定義する。)もまた、通常の営業時間中に管理事務代行会社の事務所において公開されるものとし、投資運用会社のウェブサイト(www.barclaysinvestments.co.uk)上で毎日公表され、最新の状態に保たれる。アイルランド証券取引所に上場されている各クラスの本価格(後記「シングル・スウィング・プライシング」と題する項における定義を参照のこと。)は、計算後直ちに管理事務代行会社によりアイルランド証券取引所に通知される。

(中略)

一時的停止

(中略)

上記の停止の場合、本投資法人は、直ちに(かつ、いかなる場合も停止が発生した営業日中に)、アイルランド中央銀行、アイルランド証券取引所およびEU加盟国またはファンド証券が販売されているその他の国におけるその他の管轄当局に通知する。

< 訂正後 >

() 純資産価額の計算

純資産価額の計算

各ファンドの純資産価額は、当該ファンドの基準通貨で表示される。各ファンドの純資産価額および当該ファンドの各クラスに帰属する純資産価額の計算は、通常定款の要件に従い、管理事務代行会社により行われ、詳細は、後記「一時的停止」に定める状況においていずれかのファンドの純資産価額の決定が停止または延期されている場合を除き、各ファンドの純資産価額、ファンド証券1株当たり純資産価格(ならびに、複数のクラスが存在するファンドの場合は、各クラスに帰属する純資産価額および各クラスのファンド証券1株当たり純資産価格)の計算は、各評価時点において算出され、請求に応じて投資主に提供される。各クラスのファンド証券1株当たり純資産価格は、ファンド内の各クラス間で異なる場合がある。本価格(以下に定義する。)もまた、通常の営業時間中に管理事務代行会社の事務所において公開されるものとし、投資運用会社のウェブサイト(www.barclaysinvestments.com)上で毎日公表され、最新の状態に保たれる。アイルランド証券取引所に上場されている各クラスの本価格(後記「シングル・スウィング・プライシング」と題する項における定義を参照のこと。)は、計算後直ちに管理事務代行会社によりアイルランド証券取引所に通知される。

(中略)

一時的停止

(中略)

上記の停止の場合、本投資法人は、直ちに(かつ、いかなる場合も停止が発生した営業日中に)、アイルランド中央銀行、アイルランド証券取引所およびEU加盟国またはファンド証券が販売されているその他の国におけるその他の管轄当局に通知する。

データ保護

投資予定者に対しては、本投資法人に適用されるデータ保護法規の詳細は、投資予定者に対して申込書で提示されている。

2 利害関係人との取引制限

<訂正前>

(前略)

- () ファンド本投資法人の取締役の一部は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその関連会社に関係しており、または将来関係する可能性がある。ただし、本投資法人の取締役としての資格においては、独立した受託者としての義務を負うものとして行為し、パークレイズの管理の対象とはならない。疑義を避けるために付言すると、取締役は、例えば、本投資法人または投資運用会社の取締役または従業員として報酬を受領した結果として生じる利益相反について本投資法人に説明する責任を負わない。

(中略)

- () 本投資法人が投資するUCITSまたはその他の集団投資事業の運用会社は、自身のUCITSまたはその他の集団投資事業に持分を有している場合がある。したがって、UCITSおよびその他の集団投資事業の段階で利益相反が生じる可能性がある。

<訂正後>

(前略)

- () 本投資法人の取締役の一部は、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドおよびその関連会社に関係しており、または将来関係する可能性がある。ただし、本投資法人の取締役としての資格においては、独立した受託者としての義務を負うものとして行為し、パークレイズの管理の対象とはならない。疑義を避けるために付言すると、取締役は、例えば、本投資法人または投資運用会社の取締役または従業員として報酬を受領した結果として生じる利益相反について本投資法人に説明する責任を負わない。

(中略)

- () 本投資法人が投資するUCITSまたはその他の集団投資事業の運用会社は、自身のUCITSまたはその他の集団投資事業に持分を有している場合がある。したがって、UCITSおよびその他の集団投資事業の段階で利益相反が生じる可能性がある。

誘因報酬

投資運用会社が常に自身に適用ある法令上の要請のすべて(サービス向上および投資運用会社の最善の利益義務を損なわないことを含む。)を遵守することを条件として、投資運用会社は、報酬、手数料または非金銭的利益を販売会社および/またはその他の仲介機関などの第三者に支払うことができる。特定のファンド証券のクラスが認可された仲介機関を通じて購入される場合、投資運用会社またはその代理として認可された者は、FCA規則が認める場合、当該仲介機関に当初手数料またはトレイル・コミッションを仲介機関に対して支払うことができる。投資運用会社はまた、請求に応じて、ファンド証券を購入するにあたり、当初手数料またはトレイル・コミッションが支払われる旨を投資主に知らせる。

投資運用会社は、自らの裁量により、初期手数料の全部または一部を放棄することができ、また投資運用会社が常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、投資運用会社またはその代理として認可された者は、特定ファンドの保有に関して(認可仲介機関としてファンド証券を保有する投資主を含む。)、自身の裁量において自身の定期的手数料について現金払戻しを行うことに同意しこれを投資主に支払うことができる。

投資運用会社が合同ポートフォリオ運用活動一般を行うにあたって、ファンドのための金融商品(以下を参照)について注文を実行するまたは他の事業体に行行を命じる場合を除き、かつ投資運用会社が常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、投資運用会社は第三者から、報酬、手数料または非金銭的利益を受領することができる。

投資運用会社がファンドのための金融商品(以下を参照)について注文を実行し、または他の事業体に行行を命じる場合を除き、投資運用会社は、第三者(もしくは第三者を代理する者)から報酬、手数料または金銭的利益を受領し保有すること、または非金銭的利益を受領することは一切認められていない(ただし、投資運用会社が常に自らに適用ある法令要件すべてを遵守することを条件として、一定の受諾可能な少額の非金銭的利益および特定の状況におけるリサーチを除く。)

投資運用会社がファンドの一部もしくは全部に対して提供するサービスに関連して、いずれかの第三者(もしくは第三者を代理する者)から支払われたもしくは提供された何らかの報酬、手数料または金銭的利益を投資運用会社が受領する場合、投資運用会社はそれらの受領後合理的に可能な限り速やかに、かかるファンドに当該報酬、手数料または金銭的利益を返還するものとする。また、ファンドへの投資者は、本投資法人の年次報告書によって報酬、手数料またはその他の金銭的利益について通知されるものとする。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC) (「投資運用会社」)

a. 資本金の額

2017年11月30日現在の資本金総額は、2,344,652,515英ポンド、32,313,300米ドルおよび3,185,600ユーロの合計額(約3,604億円)

b. 事業の内容

投資運用会社は、イングランドおよびウェールズにおいて1971年10月4日に設立された登録番号01026167の株式会社であり、PRAにより授權され、FCAおよびPRAによって規制される。投資運用会社の主な活動は、銀行サービスおよび金融サービスの提供である。

<訂正後>

パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド (Barclays Investment Solutions Limited) (「投資運用会社」)

a. 資本金の額

2018年2月末日現在の資本金は、22,325,000ポンド(約33億円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=149.26円)によります。

b. 事業の内容

パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドは、1992年10月5日に英国で登記された有限会社です(登記番号02752982)。投資運用会社の最終的な親会社は、英国で設立されたパークレイズ・バンク・ユケー・ピーエルシーです。投資運用会社の登記上の事務所は、英国、E14 5HP ロンドン、チャーチル・プレイス1番地に所在します。投資運用会社の主要事業は、金融業務の提供です。投資運用会社は、英国金融行為規制機構(FCA)により認可され、規制されま
す。

(3) 大株主の状況

<訂正前>

(2017年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数(株)	比率 (%)
パークレイズ・ ピーエルシー (Barclays PLC)	英国、ロンドン、E14、 チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, UK)	1英ポンド優先株式 1,000株 1英ポンド普通株式 2,342,558,515株	100% 100%
BNY(ノミニーズ)・リミテッド (BNY(Nominees)Limited)	英国、ロンドン、EC4V 4LA、クイーン・ヴィクトリ ア・ストリート160 (160 Queen Victoria Street, London EC4V 4LA, UK)	0.25米ドル優先株式 106,000,000株 100米ドル優先株式 58,133株	100% 100%
クリアストリーム・ノミニーズ・ リミテッド (Clearstream Nominees Limited)	英国、ロンドン、E14 4HE 、カナリー・ワーフ、ウェ ストフェリー・サーカス11 (11 Westferry Circus, Canary Wharf, London E14 4HE, UK)	100ユーロ優先株式 19,684株	61.79%
ユーロクリア・ノミニーズ・リミ テッド (Euroclear Nominees Ltd)	英国、ロンドン、EC4M 5SB、キャノン・ストリート 33 (33 Cannon Street, London EC4M 5SB, UK)	100ユーロ優先株式 12,172株	38.21%
ザ・バンク・オブ・ニューヨー ク・デポジトリリー(ノミニーズ) リミテッド (The Bank of New York Depository(Nominees)Limited)	英国、ロンドン、EC4V 4LA、クイーン・ヴィクトリ ア・ストリート160 (160 Queen Victoria Street, London EC4V 4LA, UK)	100英ポンド優先株式 20,930株	100%

<訂正後>

法律上の株主(注)

(2018年3月12日現在)

名称	住所	所有株式数	比率(%)
ジェラルド・マネジメント・サー ビズ・リミテッド (Gerrard Management Services Limited)	英国 E14 5HP ロンドン、 チャーチル・プレイス1番 地 (1 Churchill Place, London E14 5HP)	22,325,000	100%

実質株主(注)

(2018年3月12日現在)

名称	住所	所有株式数	比率(%)
パークレイズ・バンク・ユー ケー・ピーエルシー (Barclays Bank UK PLC)	英国 E14 5HP ロンドン、 チャーチル・プレイス1番 地 (1 Churchill Place, London E14 5HP)	22,325,000	100%

(注) 英国歳入税関庁からの、印紙付き株式譲渡書の受領が遅延していることにより、法律上の所有権と受益権が現在分割されている。法律上の所有権は、適時にパークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシーに移転される。

(4) 役員の状況

<訂正前>

(2017年11月末日現在)

氏名	役職名	主要略歴	所有株式

<p>ジョン・マクファーレン (John McFarlane)</p>	<p>会長 (Chairman)</p>	<p>ジョン・マクファーレンは、グローバル・バンキング業界の主要人物であり、シティー・オブ・ロンドンにおいて、当該業界で40年超の経験を有し、その半分以上は主要な取締役職であった。</p> <p>ジョンは、パークレイズ・ピーエルシー (Barclays PLC) およびザ・シティUK (TheCityUK) の会長である。</p> <p>ジョンは、アヴィヴァ、ファーストグループ (Aviva, First Group) およびオーストラリア銀行業協会 (Australian Bankers Association) の会長を務めた。同氏は、10年間にわたってオーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group) のCEOを務め、それ以前には、スタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered) のグループ執行取締役およびシティバンク (Citibank) の英国支店長を務めた。ジョンは、ウェストフィールド・コーポレーション (Westfield Corporation)、オールド・オーク・ホールディングス (Old Oak Holdings) ならびに英国金融サービス取引および投資委員会の非業務執行取締役であり、国際金融会議、欧州金融円卓会議および国際銀行研究所のメンバーである。</p> <p>ジョンは、過去に、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ (The Royal Bank of Scotland Group)、キャピタル・ラジオ (Capital Radio) およびロンドン証券取引所理事会の非業務執行取締役を務めた。同氏は、香港、オーストラリアおよび英国において銀行および証券関係の特別会員の資格を有する。</p> <p>所属委員会および役職 取締役指名委員会 議長</p>	<p>なし</p>
-------------------------------------	--------------------------	--	-----------

<p>ジェーム ス・エド ワード・ス テイリー (James Edward Staley)</p>	<p>グループ最高責任 者 (Group Chief Executive)</p>	<p>ジェス・ステイリー氏は、2015年12月1日にグループ最高責任者としてパークレイズに入社した。ステイリー氏は、銀行および金融サービス業界において約40年の豊富な経験を有している。同氏は、JPモルガン・チェース(JP Morgan Chase)に30年以上勤務し、コマーシャル・バンカーとしてキャリアをスタートした後、株式、プライベート・バンキング、資産管理などの主要部門、最終的にはグローバル・インベストメント・バンクの責任者を歴任した。現在はブルーマウンテン・キャピタル(BlueMountain Capital)のマネージング・パートナーを務めている。</p> <p>ステイリー氏は、ボウディン大学にて経営学の学士号を取得した。</p> <p>所属委員会および役職 グループ執行委員会</p>	<p>なし</p>
---	---	---	-----------

<p>マイケル・セント・ジョン・アシュリー (Michael St John Ashley)</p>	<p>非業務執行取締役 (Non-Executive Director)</p>	<p>マイクは、2013年9月に非業務執行取締役として取締役会に参加した。</p> <p>同氏は以前、KPMGの世界的なネットワークの一部を構成していたKPMGヨーロッパLLP (KPMG Europe LLP) (ELLP)の品質およびリスク管理部門の代表を務め、同氏の責任には専門的なリスク管理および品質管理が含まれていた。同氏は、ELLPの取締役会のメンバーであり、英国KPMGの倫理担当パートナーでもあった。マイクは、監査パートナーとして20年を超える経験を有し、その間、最近ではHSBCホールディングス (HSBC Holdings) およびスタンダードチャータード・ピーエルシー (Standard Chartered PLC) などの複数の大手金融サービスグループや、イングランド銀行の主要監査パートナーであった。マイクは、大手の世界的な銀行での具体的な経験と共に、監査および関連する規制上の問題について深い理解を有する。</p> <p>所属委員会および役職</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役監査委員会 議長 取締役指名委員会 取締役企業評価委員会 取締役リスク委員会 <p>その他、主要な社外における現職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales) の倫理基準委員会 委員 ・国際会計士倫理基準審議会 委員 ・政府内部監査機関 (Government Internal Audit Agency) 会長 ・チャリティー・コミッション (Charity Commission) の理事会 理事 	<p>なし</p>
--	--	---	-----------

<p>ティモシー・ジェームズ・ブリードン (Timothy James Breedon)</p>	<p>非業務執行取締役 (Non-Executive Director)</p>	<p>ティムは、2012年11月に非業務執行取締役として取締役会に任命された。</p> <p>ティムは、リーガル・アンド・ジェネラル・グループ・ピーエルシー (Legal & General Group plc) (L&G) において様々な職務を歴任した後、グループの取締役(投資担当)として同社の取締役会に参加し、グループの最高経営責任者となり、2006年1月から2012年6月まで同職に就いていた。</p> <p>ティムは、英国保険業者協会 (Association of British Insurers) (ABI) の理事を務め、同協会の会長も務めた。同氏はまた、英国におけるオルタナティブ債券市場の発展に対する構造的および行動的な障壁を調査する業界主導の特別調査委員会である英国政府のノンバンク融資特別調査委員会の会長を務めた。ティムは、財務報告評議会 (Financial Reporting Council) の理事を務め、投資運用業協会 (Investment Management Association) の理事を務めた。ティムは、金融サービスにおいて25年を超える経験を有し、規制当局および政府との関係について幅広い知識および経験を有する。同氏は、英国およびEUの規制環境およびリスク管理の理解と共に、金融サービス会社を主導する経験および知識を取締役会にもたらした。同氏がL&GおよびABIの両社において得た顧客重視および投資者へのサービスの理解は、パークレイズにとって重要である。</p> <p>所属委員会および役職</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役リスク委員会 議長 取締役指名委員会 取締役監査委員会 取締役報酬委員会 <p>その他、主要な社外における現職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アパックス・グローバル・アルファ・リミテッド (Apax Global Alpha Limited) 取締役 ・ノースビュー・グループ (The Northview Group) 会長 	<p>なし</p>
--	--	--	-----------

<p>サー・イアン・チェシャー (Sir Ian Cheshire)</p>	<p>英国パークレイズ会長 (Chairman Barclays UK)</p>	<p>サー・イアンは、2017年4月に非業務執行取締役役に任命された。</p> <p>サー・イアン・チェシャーは、2008年1月にキングフィッシャー・ピーエルシー (Kingfisher plc) のグループ最高経営責任者に任命され、2015年初めに同グループを退職した。それ以前、同氏は、ピーアンドキュー (B&Q) の最高経営責任者を務めた。1998年以降の同氏のキングフィッシャーでの経歴には、国際開発部門の最高経営責任者、e-キングフィッシャーの最高経営責任者および戦略開発部門のグループ・ディレクターが含まれる。キングフィッシャーに入社する前、同氏は、15年以上にわたり、セルフリッジ百貨店 (Selfridges) の所有者であるシアーズ・ピーエルシー (Sears plc) を含む一連の大規模および小規模の小売会社に勤務していた。</p> <p>同氏は現在、ビジネス障害フォーラム (Business Disability Forum) のプレジデント・グループのプレジデントを務めている。同氏は、ウィットブレット・ピーエルシー (Whitbread plc) の上級独立取締役を務めたことがあり、また過去には、英国小売業協会 (British Retail Consortium) の会長およびプリンス・オブ・ウェールズの気候変動に関する企業リーダーグループ (Corporate Leaders Group on Climate Change) の会長を務めた。</p> <p>また、同氏は、エコシステム・マーケット・タスクフォース (Ecosystem Markets Task Force) の委員長を務めた。サー・イアンは、8年前にブラッドフォード・アンド・ピングレー・ピーエルシー (Bradford & Bingley plc) の非業務執行取締役を退任した。</p> <p>サー・イアンは、小売業および緑化産業に対する生涯貢献賞や、循環経済におけるリーダーシップに対するフォーチュンのWEF賞を含む多くの賞を獲得している。サー・イアンは、ビジネス、持続可能性および環境への貢献に対し、2014年の新年叙勲においてナイト爵に叙せられ、また、フランスの国家功労勲章の勲爵士である。</p> <p>その他、主要な社外における現職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディベンハムズ・ピーエルシー (Debenhams plc) 会長 ・メゾン・デュ・モンド (Maisons du monde) 会長 	<p>なし</p>
--	--	---	-----------

		<ul style="list-style-type: none"> ・メンヘーデン・ピーエルシー (Menhaden plc) 会長 ・政府の主席非業務執行取締役 	
メアリー・フランシス (Mary Francis)	非業務執行取締役 (Non-Executive Director)	<p>メアリー・フランシスCBEは、2016年10月に非業務執行取締役として取締役会に任命された。</p> <p>メアリーは、様々な業界において役員レベルの幅広い経験を有しており、現在は、スイス・リー・グループ (Swiss Re Group) およびエンスコ・ピーエルシー (Enesco plc) のボード・メンバーを務めている。同氏は以前、セントリカ (Centrica) の取締役会において社外専務取締役を務め、また、アヴィヴァ (Aviva)、ケーブル・アンド・ワイヤレス・コミュニケーションズ (Cable & Wireless Communications)、イングランド銀行 (Bank of England) およびアライアンス・アンド・レスター (Alliance & Leicester) の非業務執行取締役を務めていた。</p> <p>行政におけるキャリアについて、同氏は、英国の大蔵省において上級公務員を12年間務め、その後は総理大臣秘書官、女王陛下付副秘書官および英国保険業者協会 (Association of British Insurers) の理事長を務めた。</p> <p>所属委員会および役職</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役企業評価委員会 取締役報酬委員会 	なし

<p>クロフォード・スコット・ギリス (Crawford Scott Gillies)</p>	<p>非業務執行取締役 (Non-Executive Director)</p>	<p>クロフォードは、2014年5月に非業務執行取締役として取締役に参加した。</p> <p>クロフォードは、30年を超える事業および経営の経験を有する。最初は、国際的経営コンサルタント企業であるベイン・アンド・カンパニー(Bain & Company)において2001年から2005年までヨーロッパ担当マネージング・ディレクターを務めた。ベインに在籍中、同氏は、複数のセクターにわたり英国、欧州大陸および北米の大手企業に業務を提供した。2007年から2016年の間、同氏は、スタンダード・ライフ・ピーエルシー(Standard Life plc)の取締役に在籍し、報酬委員会の会長を務めている。同氏は、法律事務所であるハモンズ(Hammonds)(現在のスクワイヤ・サンダース(Squire Sanders))の会長を務め(2006年から2009年まで)、2007年からコントロール・リスク・インターナショナル・リミテッド(Control Risks International Ltd)の会長を務めており、革新的な医療機器会社であるタッチ・バイオニクス(Touch Bionics)の会長を務めた(2006年から2011年まで)。また、同氏は、2012年7月から2015年7月までマイティ・グループ・ピーエルシー(MITIE Group PLC)の取締役であった。同氏は、イングランドおよびスコットランドにおいて公共部門の役職に就いていた。同氏は、貿易産業省(Department of Trade & Industry)の独立メンバーを務め(2002年から2007年まで)、その監査およびリスク委員会の会長を務めた(2003年から2007年まで)。同氏は、スコットランド開発公社(Scottish Enterprise)およびロンドンの英国産業連盟の元会長である。</p> <p>所属委員会および役職</p> <p>取締役報酬委員会 議長 取締役指名委員会 取締役監査委員会</p> <p>その他、主要な社外における現職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エスエスイー・ピーエルシー(SSE Plc) 非業務執行取締役 ・エドリントン・グループ・リミテッド(The Edrington Group Limited) 非業務執行取締役 	<p>なし</p>
---	--	--	-----------

<p>サー・ジェリー・グリムストーン (Sir Gerry Grimstone)</p>	<p>副会長兼上級独立取締役 (Deputy Chairman and Senior Independent Director)</p>	<p>サー・ジェリー・グリムストーンは、パークレイズの副会長兼上級独立取締役であり、取締役会評価委員会の委員長である。</p> <p>同氏はまた、英国最大の貯蓄・投資事業の一つであるスタンダード・ライフ・ピーエルシー (Standard Life plc) の会長でもある。同氏は、デロイト・エルエルピー (Deloitte LLP) の業務執行権の無い独立取締役であり、同社において公益を代表する。</p> <p>英国の公共部門において、同氏は、国防省の業務執行権の無い主席理事であり、英国財務省の金融サービス貿易投資委員会 (Financial Services Trade and Investment Board) の委員である。2012年から2015年の間、ジェリーは、英国における金融・専門サービス業界の代表団体であるザシティUK (TheCityUK) の会長を務めた。同氏は現在、ザシティUKの中国マーケット・アドバイザー・グループの議長を務めている。</p> <p>ジェリーは、公共部門および民間部門の取締役職を歴任し、英国のビジネス・アンバサダーを務めた。同氏は以前、シュローダーズ (Schroders) の上級投資銀行家であり、ロンドン、ニューヨークおよびアジア太平洋地域において事業を運営していた。同氏は、世界中の大手企業の合併および買収ならびに資本調達を専門としていた。それ以前、同氏は、英国財務省の役員であり、民営化および対国営企業政策の責任者であった。</p> <p>所属委員会および役職 取締役企業評価委員会 議長 取締役指名委員会</p>	<p>なし</p>
--	--	---	-----------

<p>ルーベン・ジェフリー三世 (Reuben Jeffery III)</p>	<p>非業務執行取締役 (Non-Executive Director)</p>	<p>ルーベンは、2009年7月に非業務執行取締役として取締役会に参加した。 同氏は現在、ロックフェラー・アンド・カンパニー・インク (Rockefeller & Co Inc.) およびロックフェラー・フィナンシャル・サービスズ・インク (Rockefeller Financial Services Inc.) のCEO兼社長兼取締役である。ルーベンは、経済・エネルギー・農業担当国務次官、商品先物取引委員会 (Commodity Futures Trading Commission) 委員長および国家安全保障会議 (National Security Council) スタッフ担当大統領特別補佐官として米国政府に勤務した。公職に就く前、ルーベンは、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー (Goldman, Sachs & Co) に18年間勤務し、パリではゴールドマン・サックスのマネージング・パートナーを務め、ロンドンでは同社のヨーロッパ金融機関グループを主導した。ゴールドマン・サックスに入社する前、ルーベンは、デービス・ポーク・アンド・ウォードウェル (Davis Polk & Wardwell) の企業法務弁護士であった。ルーベンは、広範囲にわたる金融サービス経験 (特に投資銀行業務) を有し、さらに、米国の政治環境および規制環境に関する幅広い洞察力を有する。</p> <p>所属委員会および役職</p> <p>取締役指名委員会 取締役リスク委員会</p> <p>その他、主要な社外における現職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タワーブルック・キャピタル・パートナーズ・エルピー (Towerbrook Capital Partners LP) の諮問委員会 委員 ・フィナンシャル・サービスズ・ボランティア・コープス (Financial Services Volunteer Corps) 取締役 ・J.ロスチャイルド・キャピタル・マネジメント・リミテッド (J. Rothschild Capital Management Limited) の諮問委員会 委員 ・アジア財団 理事 	<p>なし</p>
--	--	---	-----------

マシュー・レスター (Matthew Lester)	非業務執行取締役 (Non Executive Director)	<p>マシュー・レスターは、2017年9月に非業務執行取締役に任命された。</p> <p>マシューは、ファイナンスに関する豊富な知識を有し、金融サービスを含むさまざまな業界において幅広い取締役職の経験を有する。同氏は現在、マン・グループ・ピーエルシー (Man Group plc) およびキャピタ・ピーエルシー (Capita plc) の非業務執行取締役であり、両社の監査委員会およびリスク委員会の委員長を務めている。</p> <p>マシューは、民営化の準備期間ならびに上場企業およびFT100種指数の構成会社としての最初の4年間において、ロイヤルメール・グループ (Royal Mail Group) の最高財務責任者であった。それ以前、同氏は、世界最大のインターディーラーブローカーであるICAPピーエルシー (ICAP plc) のグループ最高財務責任者であった。</p> <p>それ以前の経歴としては、ディアジオ・ピーエルシー (Diageo plc) におけるグループ財務部長およびグループ経理部長を含むさまざまな財務・経理分野の上級職を10年間務めた。同氏は、クラインオート・ベンソン (Kleinwort Benson) のコーポレートファイナンス部門に8年間勤務した。</p> <p>所属委員会および役職</p> <p>取締役監査委員会</p> <p>取締役リスク委員会</p>	
-------------------------------	--------------------------------------	---	--

<p>タシャー・ モーザリア (Tushar Morzaria)</p>	<p>グループ財務担当 取締役 (Group Finance Director)</p>	<p>タシャーは、2013年10月にグループの財務担当取締役としてパークレイズの取締役会および執行委員会に参加した。これ以前、同氏は、JPモルガン・チェース(JP Morgan Chase)の法人および投資銀行部門のCF0であった。これは、JPモルガンにおける投資銀行部門とホールセール財務/証券サービス事業部門の合併時に就いていた役職である。合併前、同氏は、投資銀行部門のCF0であり、JPモルガンでのキャリアにおいてその他の様々な職務を歴任した。タシャーは、クーパース・アンド・ライブランド・デロイト(Coopers and Lybrand Deloitte)において会計士の資格を獲得し、キャリアの大半において投資銀行業務に従事し、SGウォーバーグ(SG Warburg)、JPモルガンおよびクレディ・スイス(Credit Suisse)において様々な職務を歴任した。タシャーは、20年を超える戦略的財務管理経験を有し、これはグループの財務担当取締役としての同氏の職務において極めて重要である。</p> <p>所属委員会および役職 グループ執行委員会</p>	<p>なし</p>
--	--	--	-----------

<p>ダンピサ・フェリシア・モヨ (Dambisa Felicia Moyo)</p>	<p>非業務執行取締役 (Non-Executive Director)</p>	<p>ダンピサは、2010年5月に非業務執行取締役として取締役会に参加した。</p> <p>同氏は、金融サービスの経験を有する国際的な経済学者であり、世界経済の解説者である。経済学の博士号を取得した後、同氏は、ゴールドマン・サックスの債券市場、ヘッジファンドカバレッジおよび世界的マクロ経済学チームにて勤務した。</p> <p>ダンピサは世界銀行(World Bank)での勤務経験もあり、過去にはランディン・ペトロリアムAB株式会社(Lundin Petroleum AB (publ))およびSABミラー(SAB Miller PLC.)の非業務執行取締役を務めた。ダンピサの経済学者としての経歴、特に世界的マクロ経済問題ならびにアフリカの経済、政治および社会問題に関する知識および理解は、パークレイズの事業戦略および市民権戦略についての取締役会の議論に重要な貢献をする。</p> <p>所属委員会および役職</p> <p>取締役企業評価委員会 取締役報酬委員会</p> <p>その他、主要な社外における現職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリック・ゴールド・コーポレーション (Barrick Gold Corporation) 非業務執行取締役 ・シーゲート・テクノロジー (Seagate Technology) 非業務執行取締役 ・シェブロン・コーポレーション (Chevron Corporation) 非業務執行取締役 	<p>なし</p>
---	--	---	-----------

<p>ダイアン・リン・シュエネマン (Diane Lynn Schueneman)</p>	<p>非業務執行取締役 (Non-Executive Director)</p>	<p>ダイアン・シュエネマンは、2015年6月に非業務執行取締役として取締役会に任命された。 ダイアンは、金融サービス業界における様々な分野のグローバルなビジネス・オペレーション、顧客サービスおよびテクノロジーの管理において豊富な経験を有する。同氏は、メリルリンチ(Merrill Lynch)に37年間在籍し、同社のリテールおよびミドルマーケットの顧客に提供されるバンキング、ブローカー業務サービスおよびテクノロジーを担当する上級職を務めた。最近では、シニア・バイス・プレジデント兼グローバル・インフラストラクチャー・ソリューションズ責任者として、世界のIT、オペレーションおよび顧客サービスを担当する上級職を務めた。また、マッキンゼー・アンド・カンパニー(McKinsey & Company)のコンサルタントとして米国内国歳入長官のアドバイザーを務め、数々の非業務執行取締役を歴任した。</p> <p>所属委員会および役職 取締役リスク委員会 取締役監査委員会</p>	<p>なし</p>
---	--	---	-----------

(注) 2017年11月末現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式を保有している取締役はいません。

<訂正後>

(2018年4月1日)

氏名	役職名	主要略歴
----	-----	------

マイケル・ジェリー (Michael Jary)	取締役会長 取締役	2006年12月21日	オーシーアンドシー・ストラテジー・コンサルティング・エルエルピー(OC&C STRATEGY CONSULTANTS LLP)の指定組合員
		2008年7月17日	オーシーアンドシー・ペリウスアドバイザーズ・エルエルピー(OC&C PELEUS ADVISORS LLP)の指定組合員
		2008年9月30日	ダッチー・オリジナルズ・リミテッド(DUCHY ORIGINALS LIMITED)取締役
		2008年9月30日	ダッチー・オリジナルズ・フーズ・リミテッド(DUCHY ORIGINALS FOODS LIMITED)取締役
		2010年2月12日	ピーシーエフ・ソーシャル・エンタープライズ・リミテッド(PCF SOCIAL ENTERPRISES LIMITED)取締役
		2018年1月1日	バークレイズ・バンク・ユーケー・ピーエルシー(BARCLAYS BANK UK PLC)取締役
		2018年2月1日	エージー・カリック・リミテッド(A.G. CARRICK LIMITED)取締役
		2018年3月1日	バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド(BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED)取締役
アンドリュー・ラトクリフ (Andrew Ratcliffe)	取締役	2018年3月1日	バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド(BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED)取締役
ソロモン・ソカー (Solomon Soqar)	取締役	2015年7月16日	バークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド(BARCLAYS ASSET MANAGEMENT LIMITED)取締役
		2018年3月1日	バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド(BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED)取締役
ダナ・ブランプトン (Dena Brumpton)	取締役	2017年9月22日	バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド(BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED)取締役

マーク・ニューベリー (Mark Newbery)	取締役	2015年2月1日	2クイーンズ・ゲート・プレース・リミテッド(2 QUEENS GATE PLACE LIMITED) 取締役
		2016年5月20日	バークレイズ・アセット・マネジメント・リミテッド(BARCLAYS ASSET MANAGEMENT LIMITED) 取締役
		2016年5月20日	バークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッド(BARCLAYS INVESTMENT SOLUTIONS LIMITED) 取締役
		2016年11月30日	ジェラルド・マネジメント・サービス・リミテッド(GERRARD MANAGEMENT SERVICES LIMITED) 取締役
		2017年4月18日	バークレイズ・ストックブローカーズ・リミテッド(BARCLAYS STOCKBROKERS LIMITED) 取締役
		2017年11月6日	ファーストプラス・ファイナンシャル・グループ・ピーエルシー(FIRSTPLUS FINANCIAL GROUP PLC) 取締役

(5) 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

2017年11月末現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより運用されている主要な投資法人(運用資産総額上位5位)は以下のとおりです。

(2017年11月末現在)

	名称	基本的性格	設立年月日	純資産総額 (ポンド)	1株当たり 純資産価格 (ポンド)
1	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc-グローバルアクセス・グローバル・ハイ・イールド・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Global High Yield Fund)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2007年11月27日	873,214,193	0.998 (クラスA/ 累積型)
2	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc-グローバルアクセス・エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Emerging Market Equity Fund)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2007年8月29日	625,565,409	0.708 (クラスA/ 累積型)
3	パークレイズ UK アルファ・ファンド (Barclays UK Alpha Fund)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2005年10月18日	599,635,845	4.882 (クラスA/ 分配型)
4	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc-グローバルアクセス・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Global Corporate Bond Fund)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2007年12月4日	535,750,789	0.731 (クラスA/ 分配型)
5	パークレイズ・ポートフォリオ SICAV - パークレイズ・マルチマネージャー・ポートフォリオ3 (Barclays Portfolios SICAV - Barclays MultiManager Portfolio 3)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2006年10月16日	451,526,867	13.688 (クラスA/ 累積型)

<訂正後>

2018年2月末現在、パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドにより運用されている主要な投資法人(運用資産総額上位5位)は以下のとおりです。

(2018年2月末現在)

	名称	基本的性格	設立年月日	純資産総額 (ポンド)	1株当たり 純資産価格 (ポンド)
1	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc-グローバルアクセス・グローバル・ハイ・イールド・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Global High Yield Fund)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2007年11月27日	958,809,649	0.992 (クラスA/ 累積型)
2	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc-グローバルアクセス・エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Emerging Market Equity Fund)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2007年8月29日	659,684,414	0.741 (クラスA/ 累積型)
3	パークレイズ UK アルファ・ファンド (Barclays UK Alpha Fund)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2005年10月18日	585,542,659	3.548 (クラスA/ 分配型)
4	パークレイズ・マルチマネージャー・ファンドplc-グローバルアクセス・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド (Barclays Multi-Manager Fund plc - GlobalAccess Global Corporate Bond Fund)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2007年12月4日	460,966,930	0.716 (クラスA/ 分配型)
5	パークレイズ・ポートフォリオ SICAV - パークレイズ・マルチマネージャー・ポートフォリオ3 (Barclays Portfolios SICAV - Barclays MultiManager Portfolio 3)	オープンエンド型/ アンブレラ型/変動資本型投資法人	2006年10月16日	443,804,522	13,773 (クラスA/ 累積型)

別紙A：定義

<訂正前>

(前略)

「取締役」または「取締役 本投資法人の取締役またはその適式に授権した取締役会」

「販売会社」 パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/または本投資法人のファンド証券を販売するためにアイルランド中央銀行の要件に従って任命されるその他の者

(中略)

「投資運用会社」 パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/またはファンドに対して投資運用サービスを提供するためにアイルランド中央銀行の要件に従って任命されるその他の者

「重要投資家情報書類」 ファンドまたはファンド証券クラスに関する重要投資家情報書類

「マネジメント・サポート・サービス契約」 随時修正される本投資法人とパークレイズ・バンク・ピーエルシー間の契約。ただし、当該修正は、アイルランド中央銀行の要件に従って行われることを条件とする。

「EU加盟国」 欧州連合の加盟国

「最低保有額」 価格総額が本書に記載される最低額であるファンド証券クラスのファンド証券の保有額

(後略)

<訂正後>

(前略)

「取締役」または「取締役 本投資法人の取締役またはその適式に授権した取締役会」

「販売会社」 パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドおよび/または本投資法人のファンド証券を販売するためにアイルランド中央銀行の要件に従って任命されるその他の者

(中略)

「投資運用会社」 パークレイズ・インベストメント・ソリューションズ・リミテッドおよび/またはファンドに対して投資運用サービスを提供するためにアイルランド中央銀行の要件に従って任命されるその他の者

「重要投資家情報書類」 ファンドまたはファンド証券クラスに関する重要投資家情報書類

「EU加盟国」 欧州連合の加盟国

「MiFID 2」 欧州の金融商品市場指令の改正版(以下「MiFID 2 指令」という。)、各国に委任されMiFID 2 指令に基づき制定される欧州連合施行規則、MiFID 2 指令の施行のために欧州連合参加国により導入される法律および規則、ならびに欧州連合金融商品市場規則(600/2014)

「最低保有額」 価格総額が本書に記載される最低額であるファンド証券クラスのファンド証券の保有額

(後略)

別紙

<訂正前>

証券取引所および規制市場

(中略)

4.以下の証券取引所

(中略)

セルビアでは	The Belgrade Stock Exchange (ベオグラード証券取引所)
スワジランドでは	the Swaziland Stock Exchange (スワジランド証券取引所)
台湾では	the Taiwan Stock Exchange (台湾証券取引所)

(後略)

<訂正後>

証券取引所および規制市場

(中略)

4.以下の証券取引所

(中略)

セルビアでは	The Belgrade Stock Exchange (ベオグラード証券取引所)
台湾では	the Taiwan Stock Exchange (台湾証券取引所)

(後略)